

1月の知的財産権講座

周知・著名商標の視点からみた 商標法及び不正競争防止法の体系的理解

～登録商標 VS 未登録商標～

難易度
中級

新規
講座

平成27年1月23日(金) 10:00~17:00

講師 青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士



- ◆東京地裁では、被告標章「AGATHA NAOMI」の使用は、原告登録商標「AGATHA」の商標権を侵害しないと判断されましたが、知財高裁では侵害すると判断されました。高裁で、原告登録商標の周知性を立証する証拠が提出されたためです。
- ◆また、登録商標の使用が、周知・著名商標との関係で、不正競争防止法2条1項1号（混同惹起行為）に該当するとの判決も多く出されています。

- ◆このように、周知・著名商標は、商標法及び不正競争防止法で広く保護される傾向にあり、その傾向を理解した上で、商標の登録、使用を考える必要があります。
- ◆本セミナーでは、最新の裁判例を踏まえて、周知・著名商標の保護の視点から、商標法と不正競争防止法の役割分担、力関係及び保護範囲の違いを体系的に理解できるように解説するとともに、商標法及び不正競争防止法の活用事例を紹介します。

[解説内容]

- I 周知・著名商標保護強化の流れ（条約との関係と実務）
- II 商標法における周知・著名商標の保護
 - 1. 登録阻止の場面
 - 2. 不正使用の場面
 - 3. 権利行使の場面（商標の類似）
 - 4. 防護標章登録のテクニック

III 不正競争防止法における周知・著名商標の保護

- 1. 混同惹起行為（狭義の混同と広義の混同）
- 2. 著名商標の不正使用（ただ乗り、希釈化、汚染）
- IV 登録商標と未登録周知・著名商標の抵触（力関係）
- V 商標法及び不正競争防止法の体系的理解（保護範囲の違い）
- VI 欧米における周知・著名商標の保護
- VII 企業の活用事例（三菱グループ等）

◆本講座は、企業や法律・特許事務所における実務経験2年～5年の方々にとって、最適な講座です。

◆日 時：平成27年1月23日（金） 10:00～17:00

◆会 場：発明会館 7階 研修ルーム

◆定 員：50名

◆講 師：青木 博通 氏 ユアサハラ法律特許事務所 パートナー・弁理士

◆受講料：会員16,500円・一般19,000円

◆申 込：FAXもしくは、HPからお申込下さい。（<http://www.jiii.or.jp> 「研修のご案内」）